

# 犯罪被害者等支援の概要



— 2009・5 —

大阪府摂津市

## 目 次

|           |   |
|-----------|---|
| 基本的な考え    | 3 |
| 犯罪被害の現状   | 4 |
| 支援の概要     | 5 |
| 相談窓口      | 5 |
| 見舞金の支給    | 6 |
| 日常生活の支援   | 6 |
| 家賃等の支援    | 7 |
| 就業の支援     | 8 |
| 裁判参加旅費の補助 | 8 |
| 条例・要綱の抜粋  | 9 |

## 基本的な考え

犯罪被害に遭われた方やその遺族の多くは、命を奪われたり、傷つけられたりする直接的な被害だけでなく、被害後に発生する無責任な中傷やうわさ、プライバシーの侵害などによる精神的な苦痛、日常生活の維持にも苦しめられるなど二次的な被害を受けることとなります。

こうした現状から国においてH16年に「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ると同時に、国、地方自治体及び国民の責務が明記されました。

本市では、これを機に犯罪被害者とその家族、親族が一日でも早く平穏な日常生活ができるよう支援するため、「犯罪被害者等支援条例」等を制定して犯罪被害者相談員を配置し、相談や資料の提供を行なうほか、平成20年7月1日から見舞金の支給、日常生活の支援、家賃等の補助などを行い、平成21年4月1日からは裁判参加のための旅費の補助も加えて総合的な支援を行なっております。

犯罪は日々発生しており、市民の誰もが被害者となる可能性があります。

市は市民が犯罪の被害者にならないよう、摂津警察署や各種団体、地域住民などと連携して積極的に市民の安全安心の街づくりに取り組んでおりますが、不幸にして市民が被害に合われた場合には、被害者に対してまず地域住民のご理解と温かい支援が必要不可欠であることから、支援条例の中には市民の責務として、市や関係機関が行なう支援に対して協力するという内容も盛り込み、国、地方自治体、関係団体、市民が連携して施策の効果的な推進を目指します。

## 犯罪被害の現状

### 大阪府・摂津市内の犯罪の発生状況

大阪府内における犯罪の発生状況は、認知総数では平成13年をピークに減少傾向にあるものの、平成20年1月から12月の一年間で約20万2千件と依然として高い水準にあります。

そのうち凶悪犯についても平成16年以降は減少しているとはいえ、平成20年の一年間では959件発生しており、これは全国の発生件数の約1割となっています。

摂津市内の犯罪発生状況は、大阪府下市町村の認知件数で見ると低いとされていますが、平成19年中の認知総数では1,901件、そのうち凶悪犯罪は11件、平成20年中の認知総数では1,873件、そのうち凶悪犯罪は2件の発生となっており、人口の割合で見ると決して低い数値ではありません。

### 犯罪発生状況

( 単位 : 件 )

| 年次    | 犯罪総数    |       | 凶悪犯   |     |
|-------|---------|-------|-------|-----|
|       | 大阪府     | 摂津市   | 大阪府   | 摂津市 |
| 平成11年 | 200,102 | 1,733 | 966   | 11  |
| 平成12年 | 252,367 | 2,287 | 1,318 | 22  |
| 平成13年 | 327,262 | 3,106 | 1,504 | 1   |
| 平成14年 | 300,429 | 2,499 | 1,473 | 8   |
| 平成15年 | 285,307 | 2,405 | 1,645 | 12  |
| 平成16年 | 255,697 | 2,142 | 1,730 | 13  |
| 平成17年 | 249,511 | 2,248 | 1,520 | 13  |
| 平成18年 | 232,451 | 2,023 | 1,255 | 13  |
| 平成19年 | 216,304 | 1,901 | 1,115 | 11  |
| 平成20年 | 201,825 | 1,873 | 959   | 2   |

## 摂津市における支援の概要

犯罪被害者等の多くは、突然に犯罪等の被害に遭うことで、強い精神的ショックや経済的負担などにより、通常の日常生活すら満足にできない状況に陥ることになります。

また、犯罪被害者等が置かれる状況も様々で、必要とされる支援の内容も多岐にわたります。本市におきましては、犯罪被害者等が抱える日常生活、住居等の深刻な問題に対し、市の制度やサービス等の施策を柔軟に活用して、早期に平穏な日常生活に復帰できるよう次の支援を行ないます。

### 1 相談や情報の提供を行ないます。



#### ☆ 支援の対象

犯罪の被害に遭われた市内在住、在勤、在学で、原則として警察署へ被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが確認できる方が対象ですが、犯罪に至っていないくても犯罪につながる恐れがあると思われる場合には相談に応じます。

#### ☆ 支援の内容

相談窓口において、相談員が面接又は電話で相談に応じ、各種制度や支援団体の紹介など情報の提供を行います。

摂津市生活環境部自治振興課内 (市役所新館 2階)

〒566-8555 摂津市三島一丁目1番1号

TEL 06-6383-1111 (大代表)

072-638-0007 (代表)

06-6383-1133 (専用)

FAX 06-6381-8505

## 2 見舞金の支給を行いません。

故意による犯罪行為で被害に遭った場合に見舞金を支給します。

ただし、加害者との間に親族関係があったり、被害者自身が犯罪を誘発した場合には対象とならない場合もあります。

☆ 支給の対象となるのは次のいずれにも該当する方です。

- (1) 犯罪が発生した時点において摂津市に住所を有している方
- (2) 死亡された方の遺族又は傷害（医師の診断により全治1月以上の加療）を被った方若しくはその親族
- (3) 警察署へ被害届を出しているなど、客観的に被害者であることが明らかである方
- (4) 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内における犯罪

☆ 見舞金の種類及び支給する額は次のとおりです。

- (1) 遺族見舞金：30万円
- (2) 傷害見舞金：10万円

## 3 日常生活の支援を行いません。

故意による犯罪行為などにより被害を受けたことで、介護、家事、保育が必要になった場合にはホームヘルパーを派遣して支援します。支援の期間は原則として6ヵ月以内です。

ただし、加害者との間に親族関係があったり、被害者自身が犯罪を誘発した場合には対象とならない場合もあります。

☆ 支援の対象者は次のいずれにも該当する方です。

- (1) 犯罪が発生した時点から引続き市内に住所を有する方
- (2) 死亡された方の遺族又は傷害（医師の診断により全治1月以上の加療）を被った方若しくはその方と生計を一にする同居の親族
- (3) 警察署へ被害届を出しているなど客観的に被害者であることが明らかである方
- (4) 次のいずれかに該当する方
  - ア 傷害を受けたことにより、家事、保育等が困難であるとき
  - イ 生計を一にしている傷害を被った方の介護のため、今まで行なっていた家事・保育が困難になったとき
  - ウ 被介護者を介護している方が傷害を被ったことにより、引き続いての介護が困難になったとき
- (5) 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内における犯罪

☆ 支援の内容は次のとおりです。

(1) 介護援助

原則として、午前9時から午後5時の間で、1日につき30分単位で3時間以内とし、一ヵ月15日まで。特に必要な場合は7時～22時  
費用として30分当たり200円が必要です。

(2) 家事援助

原則として、午前9時から午後5時の間で、1日につき30分単位で3時間以内とし、一ヵ月15日まで。特に必要な場合は7時～22時  
費用として30分当たり100円が必要です。

(3) 保育援助

原則として、午前9時から午後5時の間で、1日につき30分単位で8時間以内とし、一ヵ月15日まで。特に必要な場合は7時～22時  
費用として30分当たり100円が必要です。

#### 4 家賃等の補助を行いません。

故意による犯罪行為により被害を受けたことで、被害者等が新たに住居を必要とする場合に、敷金、家賃等を補助します。

ただし、加害者との間に親族関係があったり、被害者自身が犯罪を誘発した場合には対象とならない場合もあります。

☆ 支援の対象者は次のいずれにも該当する方です。

(1) 犯罪が発生した時点から引続き市内に住所を有する方

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定により保護命令が出された場合は市外への転出も可。ただし、この場合は敷金等のみ)

(2) 死亡された方の遺族又は傷害(医師の診断により全治1月以上の加療)を被った方  
あるいはその方と生計を一にする同居の親族

(3) 警察署へ被害届を出しているなど客観的に被害者であることが明らかできる方

(4) 次のいずれかに該当する方

ア 更なる犯罪行為による被害を受ける恐れがあり、緊急に転居が必要な方

イ 住居が犯罪行為の現場となり、居住することが困難である方

ウ その他犯罪行為により、引き続いての居住が困難である方

(5) 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内における犯罪

☆ 補助の内容は次のとおりです。

(1) 家賃 生活保護基準以内で賃貸借契約日から6ヶ月以内

(2) 敷金等 20万円を限度

## 5 就業の支援を行いません。

地域就労支援センターを通じ、雇用の安定を図るため犯罪被害者等がおかれている状況について事業主に理解を求めると同時にハローワーク等関係機関とも連携を図りながらサポートをします。

## 6 裁判参加旅費の補助を行いません。

故意による犯罪行為により被害を受けたことで、被害者等が裁判所の法廷で意見を述べたり質問をする場合に旅費の一部を補助します。

ただし、加害者との間に親族関係があったり、被害者自身が犯罪を誘発した場合には対象とならない場合もあります。

☆ 支援の対象者は次のいずれにも該当する方です。

- (1) 犯罪が発生した時点から引続き市内に住所を有する
- (2) 死亡された方の遺族又は傷害（医師の診断により全治1月以上の加療）を被った方  
あるいはその親族
- (3) 裁判所から裁判への出廷を許可されている
- (4) 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内における犯罪

☆ 補助の内容は次のとおりです。

出廷した方のうち1名で限度額30,000円



# 摂津市犯罪被害者等支援条例(抜粋)

## (目的)

第1条 この条例は、市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

## (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況及び生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

## (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携協力に努めなければならない。

## (市民等の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

## (相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

## (見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、別に条例で定めるところにより、犯罪被害者等に対し見舞金の支給を行うものとする。

## (日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪等により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等について、介護、家事、保育等を行う者の派遣その他日常生活を営むのに必要なサービスの提供を行うものとする。

(家賃等の補助)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の住居の安定を図るため、新たに入居する賃貸住宅の家賃等について補助を行うものとする。

(就業の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等の就業の支援を行うものとする。

(刑事被告事件の手続きへの参加についての支援)

第11条 市は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事被告事件の手續に容易に参加することができるようにするため、犯罪被害者等が公判期日に出席するに要した旅費について補助を行うものとする。

# 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は犯罪行為により傷害を受けた者に対し犯罪被害者等見舞金を支給することにより、その生活の安定と精神的被害の軽減に資することを目的とする。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第4条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- ・ 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族(次条第2項の規定による第1順位の遺族をいう。)
- ・ 傷害見舞金 犯罪行為により傷害を受けた者

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、被害者の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ・ 被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- ・ 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ・ 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(災害見舞金との調整)

第7条 犯罪行為による死亡又は傷害について、摂津市災害見舞金の支給に関する条例(平成20年摂津市条例第 号)の規定による遺族見舞金若しくは傷害見舞金の支給を受けることができる時、又は同条例の規定により遺族見舞金若しくは傷害見舞金の支給が行われたときは、犯罪被害者等見舞金は、支給しない。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第8条 犯罪被害者等見舞金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ・ 遺族見舞金 30万円
- ・ 傷害見舞金 10万円

2 死亡した者がその死亡に係る犯罪被害に関し既に傷害見舞金の支給を受けている場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該支給を受けた傷害見舞金の額を控除した額とする。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合における各人の遺族見舞金の額は、第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額をその人数で除して得た額とする。

## 摂津市犯罪被害者等日常生活支援に関する実施要綱(抜粋)

### (目的)

第1条 この要綱は、犯罪行為により日常生活を営むのに支障がある犯罪被害者等に対し、介護、家事、保育等の日常生活の支援を行うホームヘルパー(以下「日常生活支援ヘルパー」という。)を派遣することにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

### (派遣対象者)

第4条 日常生活支援ヘルパーの派遣を受けることができる者は、犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する犯罪被害者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為による傷害を受けたことにより、家事、保育等が困難である者
- (2) 犯罪被害者等の介助等のため、家事、保育等が困難である者
- (3) 犯罪被害者等の介護が困難である者
- (4) その他、日常生活支援ヘルパーの派遣が必要と市長が認めた者

### (サービスの内容)

第5条 日常生活支援ヘルパーの行うサービスは、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものとする。

- (1) 介護に関すること。
  - ア 入浴の介護
  - イ 食事の介護
  - ウ 排泄の介護
  - エ 通院時の介護
  - オ その他市長が必要と認める介護
- (2) 家事に関すること。
  - ア 調理
  - イ 衣類の洗濯
  - ウ 住居の掃除及び整理整頓
  - エ 生活必需品の買物
  - オ その他市長が必要と認める家事
- (3) 保育に関すること。
  - ア 乳幼児の食事の世話
  - イ 保育
  - ウ 保育所等の送迎
  - エ その他市長が必要と認める保育

### (派遣日数及び派遣時間)

第6条 日常生活支援ヘルパーの派遣日数は、1か月につき15日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 日常生活支援ヘルパーの派遣時間は、介護及び家事にあつては3時間以内、保育にあつては8時間以内とし、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、午前7時から午後10時までの間とすることができる。

### (派遣の期間)

第7条 日常生活支援ヘルパーを派遣する期間は、犯罪行為による被害が発生した日から6か月以内の期間とする。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、6か月を限度として再度延長することができる。

(派遣の停止等)

第10条 市長は、日常生活支援ヘルパーの派遣を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、日常生活支援ヘルパーの派遣を停止し、又は廃止するものとする。

- (1) 第4条に該当しなくなったとき。
- (2) 派遣の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (3) 第11条の規定に該当することが判明したとき。

(派遣をしないことができる場合)

第11条 摂津市犯罪被害者等支援条例(平成20年摂津市条例第3号)第11条第2号の規定により日常生活支援ヘルパーを派遣しないことができる場合は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例(平成20年摂津市条例第4号)第6条第1号に該当するとき。
- (2) その他、市長が日常生活支援ヘルパーを派遣することが適切でないと認めるとき。

(配偶者の暴力等による派遣の特例)

第12条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定により保護命令が出された場合は、前条第1号の規定にかかわらず、日常生活支援ヘルパーを派遣することができる。

(費用の負担)

第13条 日常生活支援ヘルパーの派遣を受けた者は、別表に定める額を負担しなければならない。

別表(第13条関係)

| 区 分 |                                    | 費 用 の 額     |             |
|-----|------------------------------------|-------------|-------------|
|     |                                    | 介 護 の 場 合   | 家事又は保育の場合   |
| 1   | 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者 | 無料          | 無料          |
| 2   | 収入が皆無となったため生活が著しく困難となった者           | 無料          | 無料          |
| 3   | 上記1及び2以外の者                         | 30分につき 200円 | 30分につき 100円 |

## 摂津市犯罪被害者等賃貸住宅家賃等の補助に関する実施要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、新たに入居する賃貸住宅の家賃等の一部を補助することにより、犯罪被害者等の居住の安定を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 家賃等の補助を受けることができる者は、犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する犯罪被害者等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 更なる犯罪行為による被害を受けるおそれがあり、緊急に転居が必要である者
- (2) 従前の住居が犯罪行為の現場となったことにより、当該住居に居住することが困難である者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、犯罪行為により従前の住居に居住することが困難である者

(補助の額及び期間等)

第4条 家賃等の補助の額及び期間は、別表のとおりとする。

(補助の申請)

第5条 家賃等の補助を受けようとする者は、犯罪被害者等賃貸住宅家賃等補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例施行規則(平成20年摂津市規則第33号)第3条第1号から第4号まで又は第4条第1号及び第2号に掲げる書類
- (2) 家族全員の住民票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書
- (3) 新たに入居する住宅の賃貸借契約書及び引っ越しに要する費用の額を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、当該犯罪行為につき1回限りとし、犯罪行為等の発生した日から6か月を経過したときは、することができない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 補助の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (3) 第10条の規定に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金を支給しないことができる場合)

第10条 摂津市犯罪被害者等支援条例(平成20年摂津市条例第3号)第11条第2号の規定により、補助金を支給しないことができる場合は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例(平成20年摂津市条例第4号)第6条第1号に該当するとき。
- (2) その他、市長が補助金を支給することが適切でないとしたとき。

(配偶者の暴力等による補助金支給の特例)

第11条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定により保護命令が出された場合は、前条第1号の規定にかかわらず、補助金を支給することができる。

2 前項の規定により、補助金の支給を受けようとする者が、止むを得ず市外に居住するときは、第3条の規定にかかわらず、第4条に規定する敷金等を支給することができる。

(届出義務)

第12条 家賃等の補助を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (2) 転居しようとするとき
- (3) 家賃の額が変更となったとき

別表(第4条関係)

| 区分  | 補助額  | 補助期間                  |
|-----|--|-----------------------|
| 家賃  | 1か月につき生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める住宅扶助基準以内の額          | 賃貸借契約を締結した日から6か月以内の期間 |
| 敷金等 | 敷金等の額(賃貸借契約の解約時に返還されることとなる額を除く。)。ただし、20万円を限度とする。 | —                     |

# 摂津市被害者参加人公判期日出席旅費の補助に関する実施要綱(抜粋)

## (目的)

第1条 この要綱は、刑事被告事件の手続き（以下「刑事被告事件」という。）に参加する犯罪被害者等に対し、公判期日に出席するに要した旅費を補助することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 被害者 犯罪行為により傷害（精神的な疾病含むものとし、医師の診断により全治1月以上の加療を要する者に限る。以下同じ。）又は死亡した者で、被害を受けた当時において、市内に住所を有していた者をいう。
- (3) 被害者参加人 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法律」という。）第316条の3第1項の規定により、裁判所から刑事被告事件の手続きへの参加を許された者をいう。
- (4) 旅費 公判期日に出席するに要する往復の費用で次のとおりとし、最も経済的な通常の経路又は方法によるものをいう。
  - (ア) 鉄道賃 特別急行料又は普通急行料を徴する線路（それらの列車を運行する線路に限る。）については、片道（1乗車区間、以下同じ。）100キロメートル以上は特別急行料を、片道50キロメートル以上は普通急行料を支給する。
  - (イ) 船賃 船舶を利用しなければ目的地に到着できない場合とする。
  - (ウ) 車賃 原則として路線バスとし、他に利用する交通機関がない場合又は特に必要とする事由がある場合は、タクシー等とする。
  - (エ) 航空賃 航空機を利用すべき特別の事由がある場合とする。

## (補助対象者等)

第3条 旅費の補助を受けることができる者は、被害者又は被害者の親族等で公判期日に出席した被害者参加人の内の1人とする。

2 被害者参加人として決定される日までに、被害者（死亡した者を除く。）が市外に居住したときは、補助しないものとする。ただし、止むを得ない事情がある場合において、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

## (補助の額)

第4条 補助の額は、当該刑事被告事件に係る旅費の実費分とする。ただし、3万円を限度とする。

## (交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助の申請に関し虚偽の申請をしたとき。
- (2) 第10条の規定に該当することが判明したとき。
- (3) 刑事訴訟法第316条の3第3項の規定により、被告事件の手続きへの参加を取り消されたとき。



(4) 公判期日に出席しなかったとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金を支給しないことができる場合)

第10条 摂津市犯罪被害者等支援条例(平成20年摂津市条例第3号)第11条第2号の規定により、補助金を支給しないことができる場合は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例(平成20年摂津市条例第4号)第6条第1号に該当するとき。

(2) その他、市長が補助金を支給することが適切でないと認めたとき。

(配偶者の暴力等による補助金支給の特例)

第11条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定により被害者に保護命令が出され、かつ、被害者参加人となった場合は、前条第1号の規定にかかわらず、第4条に規定する補助金を支給することができる。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、被害者の立場を考慮し、被害者参加人として決定される日までに止むを得ず市外に居住したときにおいても、同様とする。